

第4節 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

(1) 犯罪被害者等への訪問・連絡活動の実施

警察において、犯罪被害者等からの要望がある場合には、交番・駐在所の地域警察官が犯罪被害者等を訪問し、被害の回復、拡大防止などに関する情報の提供、防犯上の指導連絡などを行っている。また、被害の態様などによっては、必要に応じて、パトロールや女性警察官による訪問・連絡活動などを行っている。

平成19年2月、警察庁では、地域部門と事件捜査部門の連携強化や警察署長などを責任者とする指導監督体制を盛り込むなどの改正を加えた「地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領」を各都道府県警察に発出している。

(2) 被害者等通知制度

検察庁において、事件の処理結果、公判期日、裁判結果などのほか、希望があるときは不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子などを通知する、全国統一の被害者等通知制度を実施している。平成18年の実施状況については、通知希望者数50,504名に対し、実際

	通知希望者数	通知者数
平成13年	14,777	22,672
平成14年	47,690	76,691
平成15年	44,442	76,087
平成16年	45,967	75,877
平成17年	46,953	74,813
平成18年	50,504	76,377
合計	250,333	402,517

※平成13年は10月から12月までの合計である。

通知者数が通知希望者数より多いのは、同一人に対し複数の機会に通知を行っているためである。

提供：法務省

に通知を行った数は、76,377名であった。

(3) 被害者支援員の配置

検察庁において、犯罪被害者等の負担や不安を出来るだけ和らげるため、犯罪被害者等の支援に携わる「被害者支援員」を全国の地方検察庁に配置しており、特に大規模庁においては、常時複数名を配置している。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の支援を行っている関係機関や団体などを紹介するなどの支援活動を行っている。

被害者支援員のポスター



出典：法務省ホームページ

(4) 被害者ホットラインの設置

検察庁において、犯罪被害者等による電話やファックスでの被害相談の受付のため、地方検察庁本庁に、被害者相談専用電話であるホットラインを置き、被害者支援員が電話対応をしている。

(5) 犯罪被害者等からの各種人権相談への対応

人権相談所において、法務局の人権擁護部門と人権擁護委員が、面談により犯罪被害者

等からの人権相談に応じている。また、専用相談電話「子どもの人権110番」(P78(19)「『子どもの人権110番』及び『子どもの人権専門委員』の活用・充実」参照)・「女性の人権ホットライン」を通じて、犯罪被害者等である子どもや女性からの人権相談に専門的に応じている。

平成18年度から、新たな施策として、「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」・「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」を設けている。また、日本語による意思疎通が困難な外国人が安心して相談できるように、全国8か所に英語・中国語などの通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を開設している。

平成19年2月からは、法務省ホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口」を開設し、インターネット上で相談を受け付ける体制を整備することにより、相談体制の強化を図った。

平成18年中における犯罪被害者等からの相談件数は、359件であった。

(6) 人権侵犯事件の調査及び処理等

法務省において、人権相談などで犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、その結果、人権侵害の事実が認められれば、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図っている。

平成18年中に取り扱った犯罪被害者等に対する人権侵犯事件は、19件であった。

(7) 被害者連絡の実施

海上保安庁において、犯罪被害者等に対し捜査や公判に支障を及ぼしたり、関係者の名誉などの権利を不当に侵害するおそれのある場合を除き、当該事件の捜査の経過などを通知している。

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(8) 地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請

内閣府において、都道府県・政令指定都市に対して、主管課室長会議(P9(2)「地方公共団体との連携・協力」参照)の開催などを通じ、犯罪被害者等からの問い合わせや相談があった場合に総合的な対応を行う窓口の設置などを要請している。また、同会議の開催ごとに、参加者の理解が深まるよう、基本法・基本計画の制定経緯や概要を紹介したパンフレットを全員に配布するなどの情報提供を行っている。

基本計画策定以降、平成19年10月1日までの約1年半の間に、28の地方公共団体に総合的対応窓口が設置されており、犯罪被害者等からの相談の対応や支援に関する情報提供を行っている(P10 コラム1「地方公共団体の主な取組」参照)。

(9) 相談機関等リストの作成による総合的情報提供

内閣府において、平成19年3月、犯罪被害者等施策ホームページ(<http://www8.cao.go.jp/hanzai/soudan/index.html>)内に、「相談機関等」のページを作成した。同ページでは、主な犯罪被害者等支援体制の概要を紹介するとともに、主な相談窓口について以下のとおり情報提供を行っている。

- ・都道府県・政令指定都市の施策担当窓口部局など
- ・各都道府県警察の被害者相談窓口
- ・全国被害者支援ネットワーク加盟の民間支援団体
- ・日本司法支援センター(愛称：法テラス)

(10) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体などとの連携・協力を充実・

強化し、それらの諸機関・団体などの犯罪被害者等支援のための制度などを説明できるよう努めている。さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書などを常備し、犯罪被害者等に提供している。

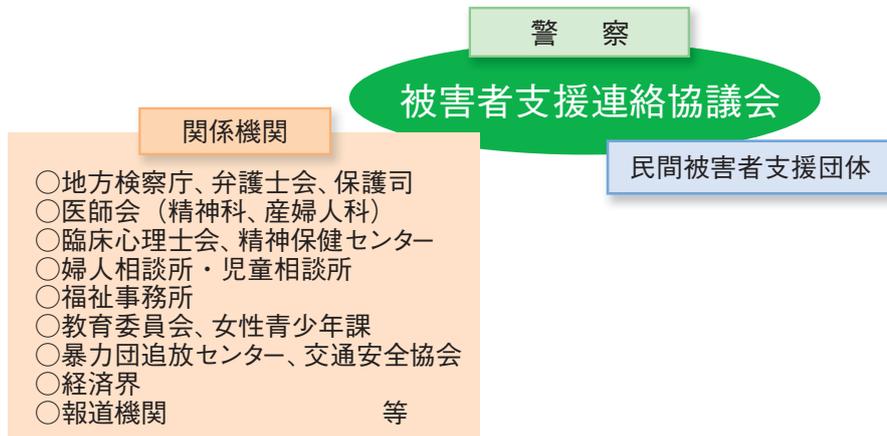
(11) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

警察において、生活上の支援を始め、医療、公判に関することなど極めて多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、総合的な支援を行うため、警察のほか、地方検察庁、弁

護士会、医師会、臨床心理士会、知事部局や市の担当部、県や市の相談機関などによる「被害者支援連絡協議会」を全都道府県に設立し、関係機関・団体などの相互の連携を図っている。また、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援を行うために、警察署を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）の構築を進めている。

平成19年4月1日現在、被害者支援連絡協議会が47(全都道府県)、被害者支援地域ネットワークが1,170（全警察署数1,211）設置されている。

警察と関係機関・団体などとのネットワーク



提供：警察庁

(12) 警察における相談体制の充実

警察において、犯罪被害の未然防止などに関する相談に応じる窓口として、警察本部に警察総合相談室を設置している。また、電話による相談についても、全国統一番号の相談電話「#9110番」を設置するとともに、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談、消費者被害相談など個別の相談窓口を設け、相談体制の充実に努めている。



出典：警察庁ホームページ

(13) 「指定被害者支援要員制度」の活用

警察において、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が犯罪被害者等への付添い、ヒアリング、説明などの事件発生直後における被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を各都道府県警察で導入している。

平成18年12月現在、指定被害者支援要員として全国で2万4,886名が配置されている。



提供：警察庁

(14) 交通事故相談活動の促進

内閣府において、都道府県・政令指定都市の新任の交通事故相談員に対して、弁護士、学識経験者、保険実務の専門家などを講師に招き、4日間にわたる交通事故相談員中央研修会を開催して、相談員としての心構えや「民事損害賠償法」全般にわたる知識の習得を図っている。また、主に、地方公共団体の中核的・指導的立場にある相談員を対象とした事例研究会の開催や、判例、自動車保険などに関する最新の情報を地方公共団体の相談員へ提供する交通事故相談員育成事業を通して、相談員の自己研鑽を促し、資質・能力の向上を図っている。

さらに、弁護士などの豊富な法律知識・経験を有する者をアドバイザーとして地方公共団体の交通事故相談所へ派遣し、個々の相談事案の対応に苦慮した相談員からの求めに応じ、相談員へ直接アドバイスが与えられる相談環境を整備することにより、犯罪被害者等

の立ち直りを側面から支援している。

(15) 警察における被害少年が相談しやすい環境の整備

警察において、現在、全ての都道府県警察に設置されている少年サポートセンターや警察署の少年係などが窓口となって、少年や保護者などからの相談を受け付けている。相談には、警察官や少年補導職員が対応し、必要な助言、指導を行っている。

また、すべての都道府県警察において、「ヤング・テレホン・コーナー」などの名称で電話による少年相談窓口を設けているほか、フリーダイヤルによる相談、FAXや電子メールなどによる夜間、休日における受付など、少年や保護者などが相談しやすい環境の整備を図っている。

平成18年10月、警察庁では、少年や保護者に対する相談活動を強化するため、少年補導職員などを対象に全国少年相談フォーラムを開催した。

平成19年4月1日現在、全国192か所に少年サポートセンターが設置されており、そのうち66か所は、少年や保護者などが気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設置されている。

(16) ストーカー事案への適切な対応

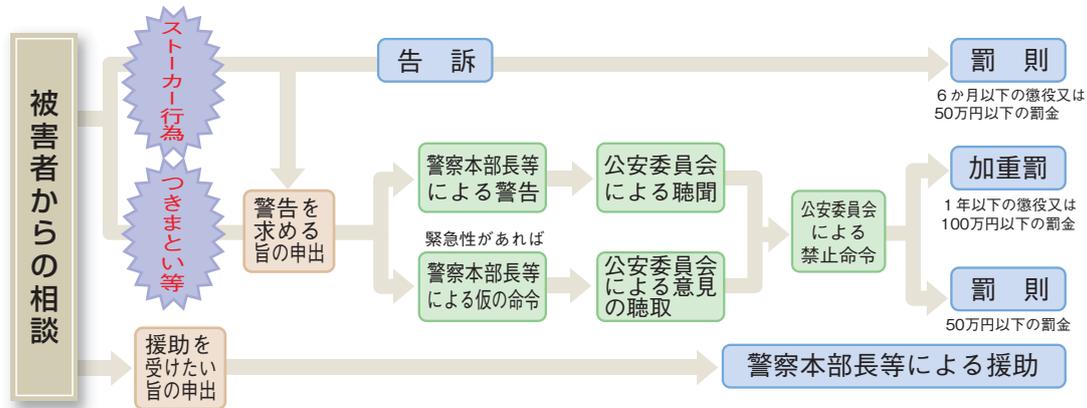
警察において、犯罪被害者等の意思を踏まえ、「ストーカー規制法」に基づく警告、禁止命令、自衛策の教示などにより危害の拡大防止を図っているほか、ストーカー行為者の検挙に努めている。

各種法令に抵触しない場合でも、犯罪被害者に自分の身を守るための方策を教示したり、避難などが必要となったときのために、婦人相談所などの関係機関を教示するほか、必要に応じて、ストーカー行為者に対する指導・警告を行うなど、犯罪被害者等の立場に立った積極的な対応を図っている。

また、事前に警察がストーカー事案などの相談を受けていたものの、結果として重大な

事件に発展した事案もあることから、平成18年12月、相談事案が刑罰法令に抵触する場合であるにもかかわらず、相談者が被害の届出

をためらうときの適切な措置などについて、警察庁から都道府県警察に対し指示を行った。



出典：警察庁ホームページ

(17) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実

法務省において、犯罪被害者等に配慮した捜査・公判活動を行うため、検察官などの研修において、福祉・心理関係の専門機関の関係者を講師に招くなど、その連携・協力の充実・強化を図っている。

(18) 検察庁における犯罪被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

法務省において、犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員を対象とする研修に、被害者支援団体の関係者を講師に招くなどして、その連携・協力の充実・強化を図っている。

(19) 「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」の活用・充実

法務省において、法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、犯罪被害者等である子どもが相談しやすい体制を整え、「子どもの人権専門委員」（人権擁護委員）や法務局職員が中心となって対応している。平成18年4月から「子どもの人権110番」の電話番号を全国共通化し、19年2

月からフリーダイヤル化することにより、犯罪被害者等である子どもが安心して相談できる環境の充実を図った。18年中「子どもの人権110番」を利用した犯罪被害者等からの相談件数は、12件であった。

また、平成18年8月28日から同年9月3日までの間を「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」とし、相談時間を延長するなどして積極的に犯罪被害者等である子どもからの相談に応じており、同強化週間は19年度も実施を予定している（9月17日から同月23日まで）。

「子どもの人権110番」周知ポスター



出典：法務省ホームページ